

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年3月14日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嵯峨 明
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区中丸子35番地4
【電話番号】	大代表(044)422-1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)
【電話番号】	代表(03)5745-1212
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 (東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)) 不二サッシ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号(創建御堂筋ビル)) 不二サッシ株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号(北浦和第二大栄ビル)) 不二サッシ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号(名古屋ビルディング東館)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成18年2月27日開催の当会社取締役会において優先株式の発行を決議し、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき平成18年2月27日付で臨時報告書を提出しておりますが、当初転換価額が確定し、また割当予定先の概要に変更がありましたので、証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 1 第1種優先株式
 - (12) 優先株式の内容
 - (13) 割当予定先の概要
- 2 第2種優先株式
 - (12) 優先株式の内容
 - (13) 割当予定先の概要
- 3 第3種優先株式
 - (12) 優先株式の内容
 - (13) 割当予定先の概要

添付書類

- ・平成18年3月14日付の当会社臨時株主総会議事録及び同臨時株主総会に係る臨時株主総会招集ご通知を添付書類に追加します。

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2〔報告内容〕

(訂正前)

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において次のとおり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の発行を決議いたしました。なお、当該決議は、平成18年3月14日開催予定の当社臨時株主総会において優先株式発行に関わる定款変更が承認されることを条件としております。

(訂正後)

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において次のとおり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の発行を決議いたしました。

1 第1種優先株式

(12) 優先株式の内容

(訂正前)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第1種優先株式は、上記 a . の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

第1種優先株式の発行後、平成18年5月を初回とする毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第1種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

停止条件

第1種優先株式の発行は、第1種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(訂正後)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第1種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、206円とする。

(b) 転換価額の修正

第1種優先株式の発行後、平成18年5月を初回とする毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第1種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が103円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が412円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

の全文削除

(13) 割当予定先の概要

(訂正前)

[前略]

割当先の内容	[中略]		
	資本の額	96,307,750,000円(注)	
	[中略]		
当会社との関係	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%(注)	
	出資関係	当会社が保有している割当先の株式数	該当事項なし(注)
		割当先が保有している当会社の株式数	18,400株(注)
[中略]			
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		割当先は当会社との間で、第1種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

(訂正後)

[前略]

割当先の内容	[中略]		
	資本の額	96,307,750,000円 (注) 1	
	[中略]		
大株主	株式会社日興コーディアルグループ	51%	
	Citigroup Global Markets Holdings GmbH	49% (注) 1	
当会社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし (注) 1
		割当先が保有している当会社の株式数	18,400株 (注) 1
	[中略]		
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		割当先は当会社との間で、第1種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。 割当先は当会社との間で、発行日から2年間において第1種優先株式を譲渡する場合及び第1種優先株式を普通株式に転換し、かかる普通株式を譲渡する場合には、その旨を当会社に報告する旨を約している。	

(注) 1 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

(注) 2 日興シティグループ証券株式会社による第1種優先株式の買取については、平成18年2月27日の当会社取締役会において決議された第2種優先株式及び第3種優先株式の発行並びに同年2月27日及び3月14日の当会社取締役会において決議された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、第2種優先株式及び第3種優先株式については株式会社りそな銀行により、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については日興シティグループ証券株式会社により、それぞれ適法且つ有効に買い取られることを条件としている。したがって、第2種優先株式及び第3種優先株式又は第1回無担保転換社債型新株予約権付社債のいずれかが適法且つ有効に買い取られず、または払込期日までに買い取られないことが明白となった場合は、日興シティグループ証券株式会社による買取は行われなかったこととなる。

2 第2種優先株式

(12) 優先株式の内容

(訂正前)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第2種優先株式は、上記 a . の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

平成19年11月1日以降の毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第2種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

停止条件

第2種優先株式の発行は、第2種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(訂正後)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第2種優先株式は、上記 a. の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、206円とする。

(b) 転換価額の修正

平成19年11月1日以降の毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第2種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が103円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が412円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

の全文削除

(13) 割当予定先の概要

(訂正前)

[前略]

当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容	2007年9月30日までは割当先は当会社との間で、第2種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。
--------------------------	----------------------------------------------------------------

[後略]

(訂正後)

[前略]

当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容	<p>割当先は当会社との間で、当会社が日興シティグループ証券株式会社から(i)同社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された全ての新株予約権の行使が完了し、又は同社債の全てが償還された後に同社の裁量により指定した日付で行われる通知、及び()第1種優先株式のすべてが当会社により買い受けられ、消却されもしくは償還され、又は当会社の普通株式に転換された後、日興シティグループ証券株式会社の裁量により指定した日付で行われる通知の両方を受領した日又は平成19年9月30日のいずれか先に到来する日までは、日興シティグループ証券株式会社による事前の書面による承諾を得ることなく、第2種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。</p> <p>割当先は当会社との間で、発行日から2年間において第2種優先株式を譲渡する場合及び第2種優先株式を普通株式に転換し、かかる普通株式を譲渡する場合には、その旨を当会社に報告する旨を約している。</p>
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[後略]

3 第3種優先株式

(12) 優先株式の内容

(訂正前)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第3種優先株式は、上記 a . の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第3種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

停止条件

第3種優先株式の発行は、第3種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(訂正後)

普通株式への転換予約権

[中略]

b. 転換の条件

第3種優先株式は、上記 a . の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、206円とする。

(b) 転換価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第3種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が103円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が412円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

[中略]

の全文削除

(13) 割当予定先の概要

(訂正前)

[前略]

当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容	2007年9月30日までは割当先は当会社との間で、第3種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。
--------------------------	----------------------------------------------------------------

[後略]

(訂正後)

[前略]

当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容	割当先は、当会社が日興シティグループ証券株式会社から(i)同社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された全ての新株予約権の行使が完了し、又は同社債の全てが償還された後に同社の裁量により指定した日付で行われる通知、及び()第1種優先株式のすべてが当会社により買い受けられ、消却されもしくは償還され、又は当会社の普通株式に転換された後、日興シティグループ証券株式会社の裁量により指定した日付で行われる通知の両方を受領した日又は平成19年9月30日のいずれか先に到来する日までは、日興シティグループ証券株式会社による事前の書面による承諾を得ることなく、第3種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[後略]

以上